

令和4年 10月号

オ・ツと通信



消費生活センターでは こんな相談もお受けしています!



*消費生活センターでは、契約トラブルの解決の他に、商品やサービスを選ぶ時に必要な情報を、最新の内容でアドバイスします。

～お気軽にご利用ください～

区内在住・在学・在勤の方の相談を無料でお受けします。

●『契約や買い物をする前に情報が欲しい時』

商品・サービスや事業者を選ぶときに気をつけることなどを、専門知識を持った相談員がアドバイスします。また、関連する制度や相談先をご案内します。

*特定の事業者の紹介や、評判・信用性の情報提供は行っていません。

●『契約トラブルにあった時』

解決に向けて助言をしたり、状況に応じて事業者に連絡をするなど、交渉の橋渡しをします。また、わかりにくい契約書の内容を一緒に確認することもできます。

不安や疑問を感じた時には、

消費生活センター(5604-7055)にご相談ください。